

笠間市立こども園運営法人の募集について

○募集条件

法律の規定により設立された学校法人で、平成30年4月現在、茨城県内の法人で、県内において認可定員200人以上の幼保連携型認定こども園を3年以上管理運営していること。ただし、笠間市内は、認可定員200人以上の幼稚園型認定こども園を3年以上管理運営している法人も対象とする。

協定書の有効期間は、平成31年4月1日から10年間とする。

○運営条件

□認可定員かさまこども園210名・いなだこども園123名を基本、0歳児～5歳児を受け入れ。

□在園児への影響が最小限になるよう、現在の教育・保育指導計画等の継続に配慮。

PTA等の組織は継続とし、活動支援をする他、活動の場の提供。

年間行事は、現在の行事継続、新行事に取り組みは保護者を含めた協議。

□教育・保育時間等

・教育・保育時間は、現在実施している時間を基本。

・指定休園日、日曜日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日まで

□園の運営方針

・一時預かり・延長保育・預かり保育・病後児保育（かさこのみ）等、現事業の実施。

・定期的な運営三者協議、保護者代表・運営法人・市（教育委員会含む）。

・施設の適切な管理・運営、地域住民と良好な関係を保つこと。

・支援が必要な、園児・保護者への市の行政窓口や教育委員会及び関係機関との連携した対応。

・現給食と同等の対応。

□運営に関する経費

・利用者負担金の事前協議（一時預かり保育・延長保育・預かり保育・病後児保育・給食費等）
保育料及び利用者負担金等の請求・徴収は運営法人。

・教育・保育の遂行に必要な経費及び行事費等の負担金は、保護者に対し内容が分かる説明資料を交付、若しくは必要に応じ説明を行うこと。

・光熱水費や施設の保守点検など維持管理に関する経費は運営法人の負担とする。

○スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
募集		→											
プレゼン審査会				■									
選定者との打合					→								
仮協定の締結					■								
本協定の締結							■						
在園児保護者への説明	■				■		■	■		■	■		

公私
連携
開始